

「徴収猶予・換価猶予（期間延長）申請書」の書き方

令和3年4月1日

1 申請者

申請書を提出する日を記載してください。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記載してください。

住所（所在地）、氏名（名称）を記載してください。

2 納税者又は特別徴収義務者

住所（所在地）、電話番号、携帯電話番号、氏名（名称）、法人番号（法人が申請する場合のみ）を記載してください。

3 徴収・換価猶予(期間延長)を受けようとする理由

《徴収の猶予》

災害等により納付困難となった場合の申請では、猶予該当事実の詳細及びその事実があったことにより、納税者等が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

なお、「本来の法定納期限から1年を経過した後に納付すべき徴収金が確定した場合の徴収猶予」の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税等の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

〈記載例〉

災害等

令和〇年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となり、復旧して営業を再開するまで〇日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

病気・負傷

令和〇年〇月に交通事故に遭い、同月から〇か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。治療費及び入院費として、令和〇年〇月から令和〇年〇月までの間に合計〇万円を支払い、〇〇生命保険から保険金〇万円を受領しているため、差引金額である〇万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。

事業の休廃止

近隣に大型店舗が進出したことにより、令和〇年〇月から〇月までの売上が前年比〇%減となるなど業績が著しく悪化したため、令和〇年〇月に従業員を全員解雇し、〇〇業を廃業した。廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失〇万円及び従業員〇人を解雇した際に支払った退職金の合計〇万円を合わせた〇万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。

事業上の著しい損失

令和〇年〇月期は〇万円の利益があったが、令和〇年〇月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和〇年〇月期は〇万円の損失となってしまった。このうち、令和〇年〇月期の利益金額〇万円の2分の1の金額〇万円を超える部分である

〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

本来の法定納期限から1年を経過した後に納付すべき市税等が確定した場合

原則として記載不要（やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税等の法定納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。）納付すべき税額〇万円のうち、納期限までに納付できる金額は〇万円のみであり、残額〇万円については、一時に納付することができない。

《換価の猶予》

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

〈記載例〉

- ・高齢で、年金の受給はない。収益物件の収入のみで生活しているが、差押不動産は銀行が抵当権を設定しており、評価額と比べても換価価値がなく、賃料を差押し換価することにより、収入が途絶え生活の維持ができなくなる。
- ・個人事業で運送業を営んでいるが、〇〇株式会社の事業縮小のため、同社との契約が昨年〇月をもって終了することとなった。〇〇株式会社との取引は、売上の約〇%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出しているが、今月の収入金額を全て市税の納付に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

4 納付（納入）すべき徴収金

猶予を希望する市税（年度、税目、期（月）別、税額、延滞金額、加算金額、滞納処分費、納期限）を記載してください。

Excel形式をダウンロードし利用する場合、小計は自動で計算されます。

加算金額、滞納処分費が発生していない場合は、〇を記載してください。

納期限欄には、既に猶予を受けている場合は猶予期限を記載してください。初めて猶予を申請する場合は、納税通知書等に記載の納期限を記載してください。

1枚の申請用紙に書ききれない場合は、1行目の税目欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙一覧シートの「納付（納入）すべき徴収金一覧」に記載してください。

5 上記のうち猶予を受けようとする金額、期間

猶予を受けようとする期間として、この欄には、「猶予期間の開始日」※から「納付（納入）計画の最終日」及びその期間を記載します。

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税等の法定納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

Excel形式をダウンロードし利用する場合、小計は自動で計算されます。

6 納付（納入）内訳

分割納付（分納）の計画を記載します。「年月日」欄には納付予定年月日を、「金額」欄には納付する市税等の金額を記載してください。

猶予期間は最大で一年間となります。短い期間で納付（納入）できる場合は一年未満の猶予期間となります。

7 納税担保

担保を提供する必要がある場合で、不動産等を提供する場合は、「担保財産」の欄に記載します。

また、保証人の保証を提供する場合は、「保証担保」欄に記載します。

ただし、次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- （１）猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 100 万円以下である場合
- （２）猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
- （３）担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- （１）国債及び地方債
- （２）社債その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- （３）土地
- （４）建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に付したもの
- （５）鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- （６）市長が確実と認める保証人の保証